

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年8月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500054号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500022号

第1 結論

請求者のA漁業会における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和20年4月28日から昭和24年8月11日に訂正し、昭和20年4月から昭和24年7月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和20年4月28日から昭和24年8月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年4月28日から昭和24年8月11日まで

A漁業会に勤務中の昭和20年4月に陸軍に召集され、その後、同年8月に復員し、家業を引き継ぐまで引き続き勤務したが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので厚生年金保険の加入記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、地方公共団体が保管する陸軍戦時名簿から、召集により昭和20年5月*日に陸軍に入隊し、同年8月*日に除隊したことが確認できるところ、A漁業会に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、昭和20年4月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが記録されている。

しかしながら、請求者は、B局から提出されたA漁業会の資産処分認可申請書に添付されたA漁業会給与規程に依る退職給与額表に記載されている就業年数により、A漁業会の設立時から召集期間を含む請求期間において、継続して勤務していたことが確認できる上、昭和20年4月から召集されて数か月間職場を離れていたものの、退職はせずに除隊後は召集前と同様に継続して勤務していたとする請求者の主張と符合する。

また、A漁業会において請求者より先に召集され、請求者と同様に除隊後に職場復帰し一緒に勤務したとして請求者が名前を挙げた同僚は、被保険者名簿によると、A漁業会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和24年8月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認でき、当該同僚の召集期間において当時の厚生年金保険法第59条の2に基づく届出が行われたことを示す記載があることから判断すると、A漁業会は被保険者である職員が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除されることを承知していたものと考えられることから、召集を契機に請求者の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる合理的な理由は見当たらず、被保険者名簿に記載の資格喪失に係る記録は、当時の厚生年金保険法第59条の2に基づく届出であったものとするのが自然である。

さらに、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が保管されていないこと、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票において生年月日の年号誤りが確認できること、請求期間直前のA漁業会に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録は戦後約70年後の平成25年*月に記録統合されたことなど、戦時中及び戦後において、保険出張所（当時）による厚生年金保険の記録の管理が不適切であったと認められる。

なお、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から昭和22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として参入する旨規定されていることから、請求期間のうち、請求者が陸軍に召集されていた昭和20年5月*日から同年8月*日までについては、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA漁業会における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和24年8月11日とすることが妥当である。

また、昭和20年4月から昭和24年7月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、1万円とすることが妥当である。